

令和4年8月16日

各務原市総合事業 指定事業者 御中

各務原市健康福祉部高齢福祉課長

介護保険課長

「介護職員等ベースアップ等支援加算」に係る取扱いについて

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険最新情報 Vol.1082 において示されているとおり、令和4年10月以降に「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する事業所（「訪問介護相当サービス（A2）」「通所介護相当サービス（A6）」）におかれましては、計画書等の提出について、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- (1) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（別紙様式 2-1）
- (2) 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）（別紙様式 2-4）
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 1-1）
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-2）

2. 提出期限

加算を取得しようとする月の前々月の末日（当日消印有効）

（例）令和4年10月から加算を取得しようとする場合：令和4年8月31日（水）

（例）令和5年4月から加算を取得しようとする場合：令和5年2月28日（火）

※提出期限に遅れた場合、本加算の算定はできませんのでご注意ください。

3. 提出方法・提出先

窓口、郵送またはメールでご提出ください。

- 窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎2階）
- 郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69
- メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

4. 留意事項

- ・すべての提出書類について、押印は不要です。
- ・根拠資料の提出をお願いする場合がございます。
- ・R4.10.1時点で介護予防・日常生活支援総合事業において介護職員等ベースアップ等支援加算を算定することができるサービスは、「訪問介護相当サービス（A2）」「通所介護相当サービス（A6）」

のみとなります。「訪問型サービスA（A3）」「通所型サービスA（A7）」では、算定することができませんので、ご承知おきください。

5. 地域密着型サービス（指定権者：各務原市のみ）の指定がある事業所の取り扱いについて

地域密着型サービス（指定権者：各務原市のみ）の指定がある事業所で、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合の届出については、計画書を各務原市に「介護（予防）給付」と「総合事業」合わせて1部提出ください。

6. コードの変更について

国保連請求時等で使用するサービスコードの変更が発生します。

新しいサービスコードの市ウェブサイトへの掲載は、9月下旬ころを予定しています。

7. 参考

市ウェブサイトの様式を掲載しておりますので、ご参考ください。

●介護職員等ベースアップ等支援加算について（令和4年10月から適用）



URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1015949.html>

●指定事業所の加算の届出について



URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009195.html>

●介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について



URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009135.html>

●問い合わせ先（コードの変更について）

各務原市 健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係			
係長	長縄	担当	近藤
電話	058-383-1779（直通）		
FAX	058-383-6365		

●問い合わせ先（届出について）

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係			
係長	鈴木	担当	荻、森
電話	058-383-2067（直通）		
FAX	058-383-6365		